

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊藤 正

佐賀県人事委員会規則第14号

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等支給規則（昭和45年佐賀県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前項各号に定める日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員（佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成23年佐賀県条例第31号）附則第3項に規定する減額改定対象職員をいう。<u>次条第3項第1号において同じ。</u>）であった者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成23年佐賀県条例第31号。以下この項において「平成23年改正条例」という。）の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成23年改正条例第4条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成17年佐賀県条例第72号）附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。</p> <p>(7) 前項各号に定める日が平成28年4月1日から同年11月30日</p>	<p>(特地勤務手当の月額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前項各号に定める日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員（佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成23年佐賀県条例第31号）附則第3項に規定する減額改定対象職員をいう。）であった者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成23年佐賀県条例第31号。以下この項において「平成23年改正条例」という。）の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成23年改正条例第4条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成17年佐賀県条例第72号）附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。</p> <p>(7) 前項各号に定める日が平成28年4月1日から同年11月30日</p>

改正前	改正後
<p>までの間にある職員（その日に平成28年度減額改定対象職員（佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第40号）附則第3条に規定する減額改定対象職員をいう。<u>次条第3項第2号</u>において同じ。）であった者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第40号。以下この項において「平成28年改正条例」という。）第2条及び第8条の施行の日における平成28年改正条例第2条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成28年改正条例第8条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第78号）附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。</p> <p>4 略 （特地勤務手当に準ずる手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 給与条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日以前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。</p>	<p>までの間にある職員（その日に平成28年度減額改定対象職員（佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第40号）附則第3条に規定する減額改定対象職員をいう。）であった者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第40号。以下この項において「平成28年改正条例」という。）第2条及び第8条の施行の日における平成28年改正条例第2条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成28年改正条例第8条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第78号）附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。</p> <p>4 略 （特地勤務手当に準ずる手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 給与条例第11条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額、同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日以前の人事委員会が定める日。以下この条及び附則第4項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。</p>
略	略

改正前	改正後
<p>3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成23年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成23年度減額改定対象職員であった者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成23年佐賀県条例第31号。以下この項において「平成23年改正条例」という。）の施行の日における平成23年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成23年改正条例第4条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成17年佐賀県条例第72号）附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。</p> <p>(2) 給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成28年4月1日から同年11月30日までの間にある職員（その日に平成28年度減額改定対象職員であった者に限る。）前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第40号。以下この項において「平成28年改正条例」という。）第2条の規定の施行の日における平成28年改正条例第2条の規定による改正後の給与条例の規定及び平成28年改正条例第8条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成26年佐賀県条例第78号）附則第7条の規定によるものとした場合の給料の月額並びに給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた」とする。</p> <p>4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により</p>	<p>3 次の各号に掲げる職員に対する第2項の規定の適用について</p>

改正前	改正後
<p>読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、<u>前項各号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。</u></p> <p>(2) 育児短時間勤務職員等であつて、給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第2項中「給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」と、<u>前項各号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに」とあるのは「に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」とする。</u></p> <p>(3) 育児短時間勤務職員等であつて、給与条例第11条の3第1項</p>	<p>は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であつて、給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」とする。</p> <p>(2) 育児短時間勤務職員等であつて、給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第2項中「給料及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」とする。</p> <p>(3) 育児短時間勤務職員等であつて、給与条例第11条の3第1項</p>

改正前	改正後
<p>に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」と、<u>前項各号の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに同日」とする。</u></p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に在勤する公署が同項に規定する異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。</p> <p>(端数計算)</p> <p>第7条 第3条の規定による特地勤務手当の月額又は第4条第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもってこれら</p>	<p>に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数で除して得た額に同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の職員に支給する特地勤務手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に在勤する公署が同項に規定する異動の日前に特地公署又は準特地公署に該当していたものとした場合に前条<u>(附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>及び附則第5項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。</p> <p>(端数計算)</p> <p>第7条 第3条<u>(附則第2項において読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定による特地勤務手当の月額又は第4条第2項<u>(附則第4項において読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定による特地</p>

改正前	改正後
<p>の給与の月額とする。</p> <p>附 則</p> <p>略</p>	<p>勤務手当に準ずる手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもってこれらの給与の月額とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 略</p> <p><u>(給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額)</u></p> <p>2 <u>給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、第3条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であったものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）及び同日に受けていた」とする。</u></p> <p>3 <u>給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。</u></p> <p><u>(給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額)</u></p> <p>4 <u>給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員であって、給与条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であったものに対する第4条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額(当</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)及び同日に受けていた」とする。</u></p> <p><u>5 給与条例附則第9項の規定の適用を受ける職員のうち、第4条第3項各号に掲げる職員であるものの特勤手当に準ずる手当の月額、前項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。</u></p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。